

令和6年1月1日～

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。  
※ただし、法施行日である令和6年1月1日より受付を開始します。

## 国民健康保険税の免除方法

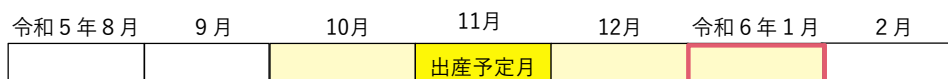
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類・届出先

- ① 減額届出書
  - ② 本人確認ができるもの
  - ③ 母子健康手帳等（出産予定日又は出産日が確認できる書類）  
※死産等の場合で、母子健康手帳等で死産等の事実確認ができない場合は、確認できる書類
- 【届出先】上天草市役所の各庁舎、各支所・出張所

## 問い合わせ先

上天草市 市民生活部 税務課 市民税係 TEL0964-26-5519